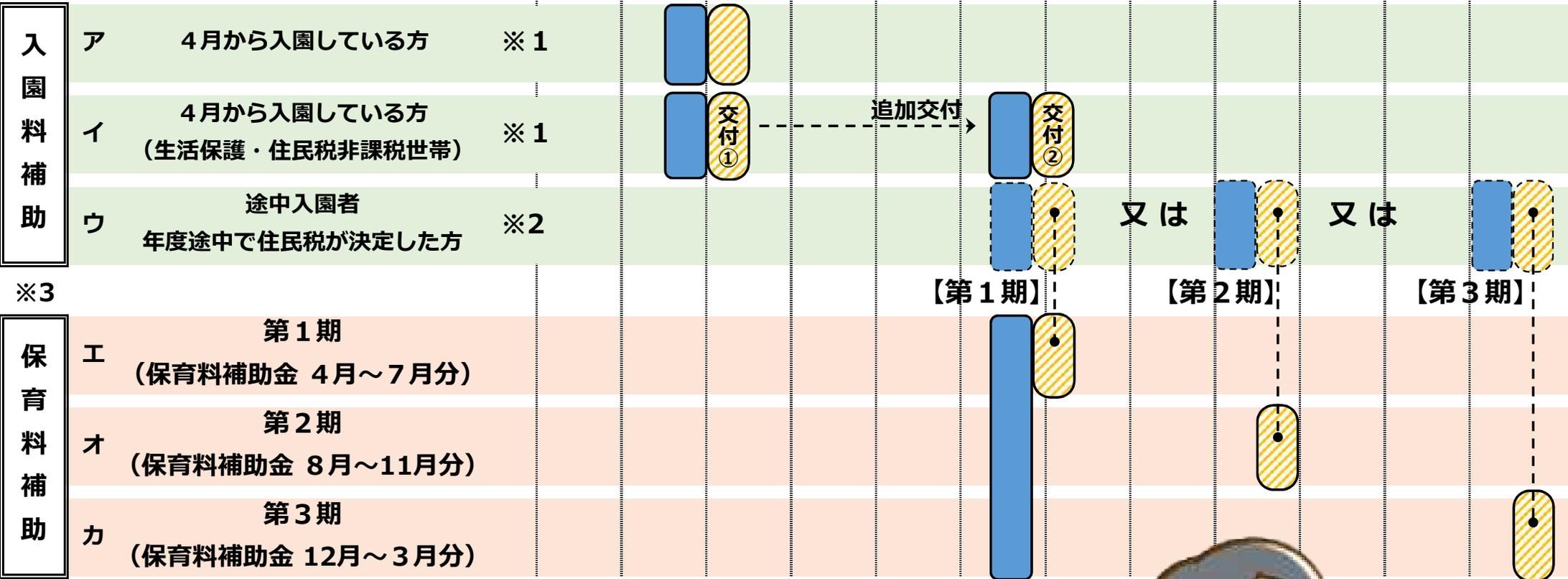


入園料及び保育料補助金交付時期

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



■ : 交付決定額を通知 ● : 補助金を交付

※1 「途中入園者」「年度途中で住民税が決定した方」の入園料補助金交付時期は、「保育料補助金交付時期（第1期・第2期・第3期）」に合わせ、調整の上、交付を行います。
 （例：10月入園の方の入園料補助金→保育料補助金交付時期【第2期】に交付）

※2 保育料補助金は、『満3歳を迎える誕生日の前々日』まで適用されます。
 誕生日の前日から幼児教育無償化に切り替わるため、誕生月は「日割り」で助成額を算出します。

